

養育費に関する法改正への期待

2021年10月27日

弁護士 浜田 真樹

(浜田・木村法律事務所)

◆自己紹介

- ・ 弁護士20年目
- ・ 厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会委員
- ・ 法務省 法制審議会特別養子制度部会幹事（～平成31年2月）
- ・ 大阪弁護士会子どもの権利委員会委員長
- ・ 近畿弁護士会連合会子どもの権利委員会委員長
- ・ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会副委員長
- ・ 子どもにかかわる事件を多く扱う（児童虐待事案など）

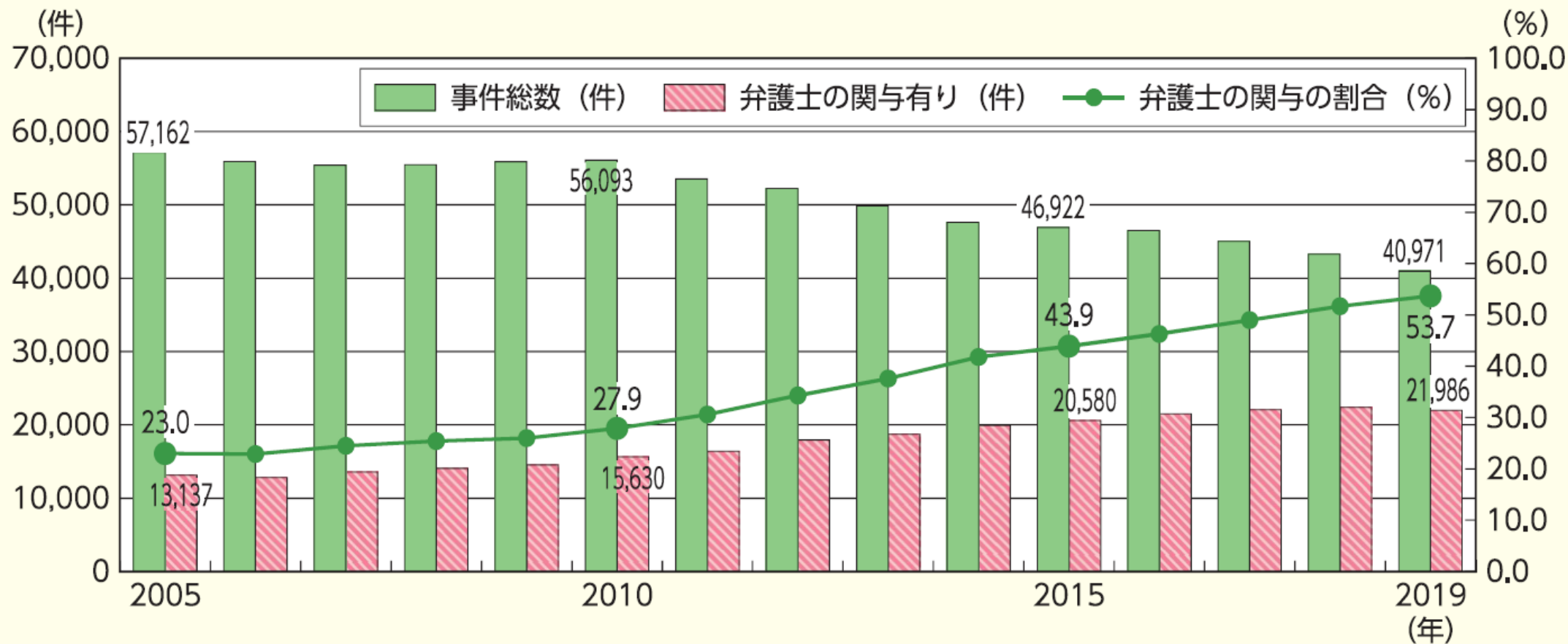
◆ポイント

養育費は「子のためのもの」であること

◆方策検討の前提

- ・ 司法へのアクセスがなお困難である現実 →次頁
- ・ 弁護士費用の問題も
 - 当事者自身で対処できる体制が必要

資料2-2-4-7 夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士との関与の推移



- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。
 2. 夫婦関係調整調停事件とは、家事婚姻関係事件のうち、申立の趣旨が離婚及び夫婦円満調整のもの。
 3. 「弁護士の関与有り」とは、申立人、相手方又は双方に弁護士が付いたものである。

◆法改正が有する意味

- ・ 国がこの問題を見過ごさないという姿勢を知らしめる
 - 国民の理解が進む

◆検討（申立段階）

- ・ 現住所地の探索を不要とすることについて
 - 当事者自身が手続遂行する際に特に有用
 - 申立てを断念する場面を減らせるのでは？

◆ 検討（審理段階）

- ・ 調査嘱託の応諾義務について

→ 有益，ただし限界ありか
（小規模企業や自営業者に対する有効性には疑問）

◆検討（執行段階）

- ・ マイナンバーと紐づいた情報取得について
 - 給与債権に関する情報が得られることが最も有益
 - これと並んで、預金債権
（現状では多大な労力を要する）
 - 不動産に関する情報は、実効性は限定的？

◆検討（執行段階）

- ・差押手続の負担軽減について

- 弁護士にとってもかなりの労力
まして当事者自身の場合、負担大

- 養育費について特別に負担軽減を図ることは有益